

# テレワーク推進フォーラム 平成 29 年度定期総会

平成 29 年 6 月 30 日 13:10-15:00

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11

公益財団法人東京 YWCA(03-3293-5423)

1階カフマンホール

## 議事次第

12:50 開場(受付)

13:10 開会

13:10-13:15 総会成立について、本総会の進め方について(事務局より)

13:15-13:20 開会挨拶 総会議長

13:20-13:40 議案審議

第 1 号議案 平成 28 年度活動報告

第 2 号議案 平成 29 年度活動方針

第 3 号議案 会長交代

13:40-14:10 会長講演 「体験的テレワーク論 -テレワークは人生を変えるか?」

14:10-14:50 今年度の活動について

14:10-14:15 調査普及部会の活動 事務局

14:15-14:25 テレワーク月間実行委員会 松村委員長

14:25-14:30 産官学連携セミナー 事務局

14:30-14:50 各省の施策 各省

14:50-14:55 新会長挨拶

14:55 事務局連絡

15:00 閉会

テレワーク推進フォーラム 平成 29 年度定期総会

配布資料リスト

- 資料1 第 1 号議案 平成 28 年度活動報告
- 資料2 第 2 号議案 平成 29 年度活動方針
- 資料3 第 3 号議案 会長交代
- 資料4 フォーラム会員リスト
- 資料5 フォーラム活動スケジュール案
- 資料6 フォーラム規約

## 第 1 号議案：テレワーク推進フォーラム平成 28 年度活動概況

平成 29 年 6 月 30 日  
フォーラム事務局

活動項目	平成 28 年度活動概況
総会	<p><u>平成 28 年 5 月 27 日開催</u> 34 名参加(委任状 39、合計 63、当時の会員数 119 の過半数超)</p> <p>議案審議 第 1 号議案 平成 27 年度活動報告 第 2 号議案 平成 28 年度活動方針</p> <p>平成 28 年度の取組について 総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 テレワーク月間実行委員会) 分科会 (企業経営効果/BCPWL/地域活性化の 3 分科会合同) 分科会リーダー表彰 会長講演「人口減少社会のテレワーク」</p>
調査普及部会	<p><u>下記 3 つの分科会について、今後の展開を検討</u> ⇒各分会の形態(リーダーとアドバイザーが中心となって運営)での活動は休止し、上位の「調査普及部会」の下、事例研究等内容的な検討を継続することとなった</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業経営効果分科会(森リーダー・比嘉アドバイザー)</li> <li>・BCP/WLB分科会(越山リーダー・佐藤アドバイザー)</li> <li>・地域活性化分科会(一瀬リーダー・松村アドバイザー)</li> </ul>
テレワーク月間実行委員会	<p><u>延べ 6 回の委員会を開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク月間サイトで活動参加呼びかけ強化(テレワーク月間宣言文等の公開、オピニオンリーダーによる賛同表明、日本マイクロソフト働き方改革週間サイトとの連携)</li> <li>・テレワーク月間への一般からの参加状況(2/20 現在):活動登録(589 件)、バナー・ロゴダウンロード(273 件)</li> <li>・『働く、が変わる』テレワークイベントの政府 4 省との共催</li> </ul>
産官学連携セミナー (協賛企業が協賛金を負担)	<p><u>平成 28 年 9 月 1 日開催</u> 210 名参加(うち主催側関係者・登壇者を除く一般参加 168 名) 〈プログラム構成〉 テレワークスペース～イントロダクション～ 産業界取組(協賛 3 社より:ライフ&amp;ワークデザイン株式会社、ココヨ株式会社、コニカミノルタジャパン株式会社) 学会より(日本テレワーク学会) 官庁より(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) * 今回初めての試みとして、WEB 配信ならびに協賛ならびに賛助社を中心とした展示ブースの設置を行った</p>
運営委員会	<p><u>第 1 回:平成 29 年 3 月 7 日</u> ・平成 29 年度総会議案の審議</p>

## 第 2 号議案:テレワーク推進フォーラム 平成 29 年度活動方針

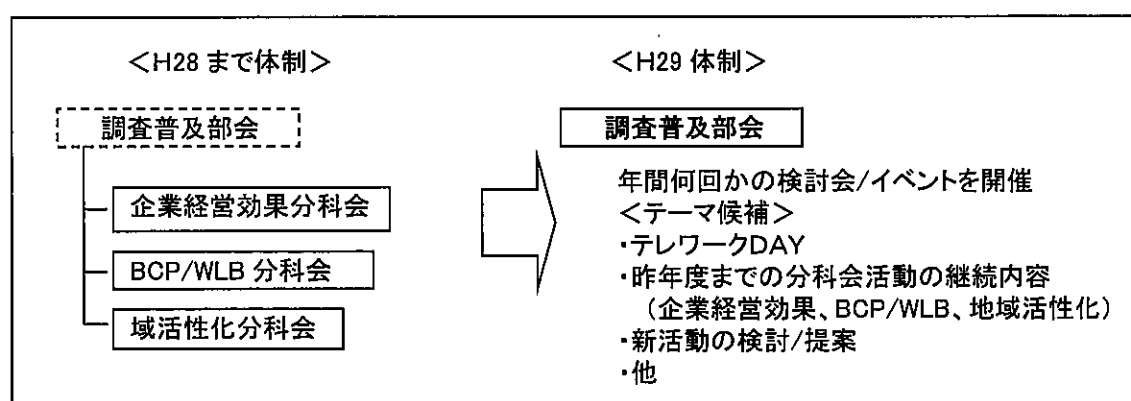
平成 29 年 6 月 30 日  
フォーラム事務局

## 1. 活動方針概要

これまでの分科会活動は上位の調査普及部に集約して事例研究等を継続する。調査普及部の活動をフォーラム全体の活動の拠点になるように位置付け直す。テレワーク月間実行委員会の活動および産官学連携セミナーの開催は、昨年度同様に推進する。大西隆会長および比嘉邦彦副会長は任期満了に伴い交代する。

## 2. 調査普及部会活動方針

これまでの分科会活動中心から、分科会で扱ってきた内容の継続検討も含め、上位の調査普及部会へと活動の場を移す。



## 3. テレワーク月間実行委員会(昨年同様)

<体制について>(敬称略)

委員長 松村 茂(東北芸術工科大学)

委員長代理 小豆川裕子(NTT データ経営研究所)

小柳津篤(日本マイクロソフト)

中山洋之(日本テレワーク協会)

<本年度の活動について>

昨年に続き、全国のテレワーク関連活動がテレワーク月間(11月)に向かって活性化されることを目指す。

## 4. 産官学連携セミナー

平成 28 年度と同様に開催する。

## 5. 会長交代

現大西隆会長、比嘉邦彦副会長は任期満了に伴い、ご本人意向を踏まえ交代する。

以上

### 第 3 号議案:テレワーク推進フォーラム会長の交代

平成 29 年 6 月 30 日  
フォーラム事務局

現大西隆会長は、比嘉邦彦副会長は、本総会で任期満了に伴い、退任。  
新会長には、現会長の推薦により、以下の通り提案する。

新会長候補

一般社団法人日本テレワーク協会会長 宇治則孝

なお、新副会長は、新会長が会員の中から指名する(フォーラム規約第4条)。

以上

テレワーク推進フォーラム会員  
平成 29 年 6 月 30 日 フォーラム事務局

資料 4

1	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
2	株式会社いわきテレワークセンター
3	e-ワークスネット株式会社
4	社会保険労務士法人 岩城労務管理事務所
5	株式会社A2A研究所
6	株式会社 エス・イー・シー
7	NECソフト株式会社
8	社会保険労務士法人NSR
9	NTTコミュニケーションズ株式会社
10	エヌ・ティ・ティ・コムテオ株式会社
11	株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト
12	エプソン販売株式会社
13	オーシャン・アンド・パートナーズ株式会社
14	株式会社岡村製作所
15	沖コンサルテイングソリューションズ株式会社
16	沖電気工業株式会社
17	株式会社沖ワークウエル
18	株式会社学研ホールディングス
19	鹿島建設株式会社
20	株式会社カルク
21	キャリアデザイン・インターナショナル株式会社
22	株式会社キャリアアム
23	ギンガシステム株式会社
24	KDDI株式会社
25	高度情報通信都市・計画シンクタンク会議
26	コグソフウェア株式会社
27	労務管理研究会 越山事務所
28	株式会社サスライト
29	株式会社 三技協
30	株式会社産業立地研究所
31	サンベルティエール
32	みずほ情報総研株式会社
33	CNAレポートジャパン
34	株式会社志木サテライトオフィス・ビジネスセンター
35	住友電気工業株式会社
36	全国デジタル・オープン・ネットワーク事業協同組合
37	社団法人先端技術産業戦略推進機構
38	株式会社損害保険ジャパン
39	インフィニーク株式会社
40	株式会社テレシヤパン
41	トランスコスモス株式会社
42	特定非営利活動法人ナレッジネットワーク
43	西日本電信電話株式会社
44	株式会社ニテレプロサーヴ
45	日本電気株式会社
46	日本アイ・ビー・エム株式会社
47	特定非営利活動法人日本ITイノベーション協会
48	日本オラクル株式会社
49	社団法人日本経済団体連合会
50	公益財団法人日本生産性本部
51	財団法人日本SOHO協会
52	社団法人日本テレワーク協会
53	日本労働組合総連合会
54	株式会社野村総合研究所
55	株式会社ビーナス・テクノロジー
56	ヒーローメタジャパン株式会社
57	東日本電信電話株式会社
58	特定非営利活動法人 ひざし総合教育研究所
59	株式会社日立製作所
60	ビデオ・オンライン・ワークショップ
61	フォーティネットジャパン株式会社
62	富士ゼロックス株式会社
63	富士通株式会社
64	プラットフォームサービス株式会社
65	プロブリッジ株式会社
66	特定非営利活動法人北海道マイクロビジネス推進協議会
67	ほっと OFFICE-Miyazaki
68	パナソニック株式会社
69	マリン新開発研究所
70	株式会社もしもしホットライン

71	特定非営利法人ヨコハマみらい環境協議会
72	株式会社ライフサポートジャパン
73	株式会社ライフネス
74	株式会社リックテレコム
75	株式会社 LOFTY
76	株式会社ワイススタッフ
77	株式会社スクエア・オブ・ワイ
78	ニューロネット株式会社
79	株式会社テレワークマネジメント
80	日本エウイクサー株式会社
81	有限会社奥進システム
82	株式会社 インターコア
83	株式会社エックスグラビティ
84	デロイト トーマツ コンサルティング株式会社
85	株式会社リコー
86	株式会社協和エクシオ
87	株式会社クラウドワークス
88	株式会社 NTT データだいち
89	ランサーズ株式会社
90	財団法人日本 SOHO 文化財団
91	ソフトフロント株式会社
92	日本テレワーク学会
93	幸せな会社づくり
94	メイクカンパニー合同会社
95	東日本電信電話株式会社
96	ホームワーカーズコミュニティ株式会社
97	ダイヤルセブン
98	株式会社 テレワーク 1000 スタッフ
99	社会保険労務士法人 MR パートナーズ
100	合同会社ムーブ
101	株式会社コー・ワークス
102	東芝情報システム株式会社
103	株式会社日本マイクロソフト
104	マイクロソフトディベロップメント株式会社
105	株式会社オリエント研究所
	<自治体、省庁>
106	木更津市
107	佐賀県
108	静岡県
109	福島県
110	横瀬町
111	松山市
112	国土交通省
113	経済産業省
114	厚生労働省
115	総務省
116	東京都
	<個人>
117	大西 隆
118	佐藤 孝治
119	佐藤 百合子
120	須田 裕之
121	比嘉 邦彦
122	松村 茂
123	小豆川 裕子
124	北場 好美
125	小笠原 剛

2017 年 6 月 30 日時点での会員数 125(過半数 63)

入会 8 社、1 自治体(反映済)  
株式会社 テレワーク 1000 スタッフ  
社会保険労務士法人 MR パートナーズ  
合同会社ムーブ  
株式会社コー・ワークス  
東芝情報システム株式会社  
東京都  
株式会社日本マイクロソフト  
マイクロソフトディベロップメント株式会社  
株式会社オリエント研究所

# テレワーク推進フォーラム活動スケジュール案（H29年度）

各開催時期・回数は変更される可能性があります

平成29年6月30日  
フォーラム事務局

	2017 年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	2018 年 1月	2月	3月
総 会			◎ 6/30									同日開催予定
運営委員会												◎
調査普及部会				◎		◎		◎				◎ 年間報告
産学官連携セ ミナー								◎ 11/1				
テレワーク月間 実行委員会 (HP更新作業○ 含む)	◎ ○	○	◎ ○	○	◎ ○	○	◎ ○	○	◎ ○	○	◎ ○	○
フォーラムHP 更新	○			○			○			○		

## テレワーク推進フォーラム規約

### (名称)

- 第1条 本会は、テレワーク推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)と称する。  
2 英文名称は、Telework Promotion Forum と称する。

### (目的)

第2条 フォーラムは、産学官の関係者相互の連携によるテレワークの円滑な導入や効率的な運用に資する調査研究等を実施するとともに、講演会やシンポジウム等の普及活動を行うことにより、テレワークの一層の普及促進に寄与することを目的とする。

### (事業)

- 第3条 フォーラムは、前条の目的を達するため次の事業を行う。  
(1)テレワーク推進に関するノウハウの収集・蓄積・交換  
(2)相互アドバイス等情報・意見交換の実施  
(3)テレワーク導入を検討している企業等に対するアドバイス  
(4)制度・技術上の課題の整理  
(5)シンポジウム等、普及活動  
(6)その他テレワークの普及促進に関する活動

### (会長等)

- 第4条 フォーラムに、会長1名、副会長1名以上を置く。  
2 会長は、総会において選任する。  
3 会長は、フォーラムの活動を統括する。  
4 会長は、会員の中から副会長を指名する。  
5 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。  
6 会長及び副会長の任期は3年とし、選任された総会の3年後の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。  
7 会長及び副会長は、辞任または、任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その務を行わなければならない。

### (総会)

- 第5条 総会は、会員をもって構成する。  
2 総会は、定期総会を年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。  
3 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。  
4 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。  
5 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。  
6 総会の議長は、会長が務める。  
7 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。  
8 総会は、フォーラムの設立および解散を決議するほか、次の事項を議決する。  
(1)本規約の制定・改廃  
(2)当該年度の活動方針  
(3)その他フォーラムの運営に関して重要な事項

### (運営委員会)

- 第6条 フォーラムに運営委員会を設置する。  
2 運営委員会は、会長、副会長、部会長、部会長代理、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び会長が委嘱する者をもって構成する。運営委員会の委員長は、会長が務める。

3 運営委員会は、次の事項を審議するため、必要に応じて開催する。

- (1)総会に提出すべき事項
  - (2)総会から委任された事項
  - (3)会長が特に必要と認めた事項
  - (4)フォーラムの事業の執行方法の細則に関する事項
- 4 運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会が決定する。

### (部会等)

- 第7条 フォーラムの運営上必要があるときは、部会及びこれに類するもの(以下「部会等」という。)を設置することができる。  
2 部会等の設置は、総会の承認を受けるものとする。

### (会員)

第8条 フォーラムの会員は、フォーラムの目的に賛同する企業・団体・個人とする。

### (会費)

第9条 会費の徴収は行わない。ただし、第3条の一環として調査研究や普及に係る特別な事業を行う場合の費用は、当該事業に参加する会員から分担金を徴収することができる。

### (入会・退会・除名)

- 第10条 会員として入会しようとする者は、運営委員会に入会申込書等必要な書類を提出するものとし、フォーラムの活動に貢献できると認められる場合には入会を承認することとする。  
2 退会しようとする会員は、予め事務局に書面をもってその旨を届け出なければならない。  
3 会員がフォーラムの名誉をき損し、又は秩序を乱した場合は、運営委員会の議決により、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。  
4 会員への連絡のとれない状態が1年以上継続した場合には、運営委員会の議決により、当該会員を退会扱いとすることができる。

### (運営)

第11条 フォーラムに事務局を置く。

### (実施細則)

第12条 この規約に定めるもののほかフォーラムの運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

### 附則

- この規約は、平成17年11月10日から施行する。  
附則(平成20年9月25日改定分)  
この改定は、平成20年9月25日より施行する。  
附則(平成25年6月19日改定分)  
この改定は、平成25年6月19日より施行する。